公告第　15号

# 公　示　送　達　書

## 公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和　8　年　10月　22日

兵庫県東播磨県民局長
（　加古川 県 税 事 務 所 ）

記

| 書類の根拠法令 | 送達を受けるべき者の氏名 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 地方税法第１７７条の２１第６項の規定によりその例によることとされている国税徴収法第１３１条 | 池田　翔太 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(税 21000)